

# 子どもの虐待防止の推進に 向けた取組について ～要保護児童対策地域協議会～

枚方市家庭児童相談室  
八木 安理子

## 枚方市

- 大阪府の北東部、京都、奈良に隣接する市
- 人口403,666人
- 面積65.08km<sup>2</sup>
- 七夕伝説



## 枚方市児童虐待問題連絡会議

- 平成11年2月に、市町村ネットワークとして設置
- 平成17年4月に、要保護児童対策地域協議会として、要綱改正。
- 児童虐待防止と予防を中心に

## 会議の構成と活動

- **代表者会議**: 年2回開催。実務者会議メンバーの機関の管理職や警察、私立保育園・幼稚園
- **実務者会議**: 月1回開催。被虐待児の情報交換や事例検討、代表者会議への提言
- **運営会議**: 会議の案件や方向性を決め、円滑な会議運営を図る
- **個別ケース会議**: ケースに関わる関係機関によって開催。月数回
- **啓発活動**: 機関向け研修年2回、市民向け研修年1回、実務者向け研修年1回

## これまでの活動と工夫

- 設置当初:機関の役割の理解を中心に
- 1年目:教育機関の理解を深める
- 保育所の虐待要件:ケースの検証を定期的に
- ニーズの把握:みんなで考えていける場に
- ネットワークの見直しと就学時の引継ぎ
- マニュアルの作成

## これまでの活動と工夫～2

### マニュアルの作成

- 平成16年3月作成

ニーズにあったマニュアル作りのため

アンケート調査:子どもに関わるすべて対象

- マニュアルの特徴

虐待対応担当者の設置

機関での判断

通告後の流れ

## これまでの活動と工夫～3

### 改訂版マニュアルの作成

- ・機関の迷いや課題・前回マニュアルの改善点の把握
- ・対象16機関：全体回収率8割、4,699件

### マニュアルの特徴

- ・通告の判断やタイミング  
→「発見したときのポイント」
- ・子どもや親への対応  
→「1日のチェックポイント」

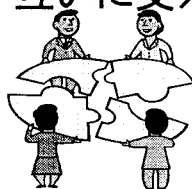
## 訪問事業との連携

- ・保健師・助産師の訪問
  - ・市民病院での取り組み
  - ・ハイリスク家庭や通報ケース
- ・育児支援家庭訪問事業
  - ・NPOへの委託事業
  - ・虐待の未然防止に

## 最後に

### 協議会設置の意義

- 機関の協力体制の強化
- 人と人を結ぶ場に
- ケース対応の方法を学ぶ場に
- 互いに支えあう～子どもも親も機関も



# 枚方市のネットワークについて

枚方市では、児童虐待防止の取り組みとして、平成 11 年度に児童虐待問題連絡会議を立ちあげ、各関係機関の連携強化、ネットワーク化を図ってきました。連絡会議では、子どもや子育てに関わる機関を構成員として、定期的な会議を開くとともに、関係機関の職員や市民に対する啓発の取り組みを行っています。

**代表者会議** …… 年2回の会議を開催し、枚方市の児童虐待防止における関係機関の代表者が実務者会議の中での検討課題を議論することにより、枚方市全体のネットワークの構築・体制の強化等を図る。

**実務者会議** …… 関係機関の実務者が集まり、月1回の会議を行う。被虐待児についての情報交換、個別の事例検討などを行い、児童虐待防止における機関の役割や援助の方法を検証することにより、より有効的な虐待防止のネットワークづくりをめざす。

## 枚方市児童虐待問題連絡会議

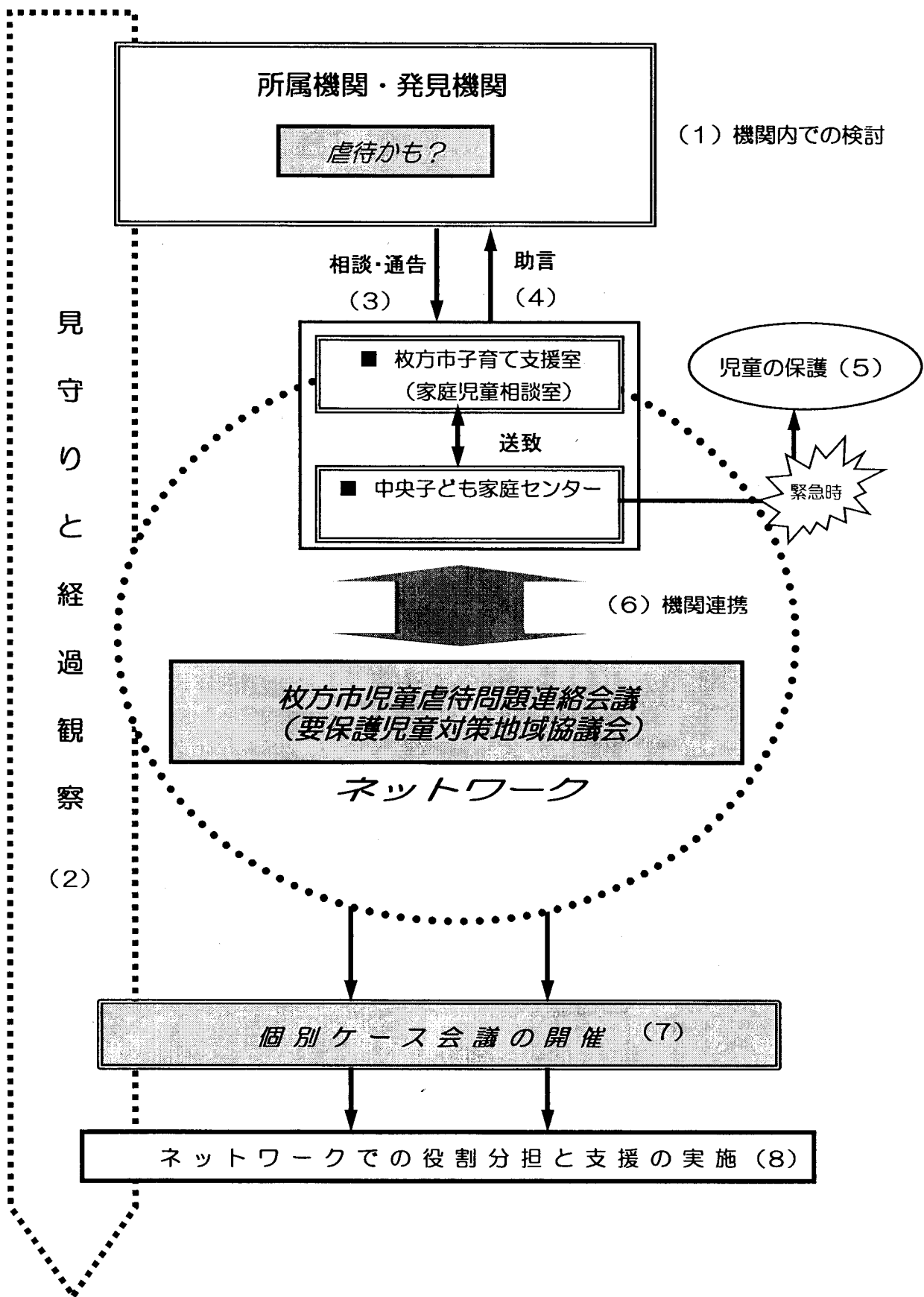
### 代表者会議

- 枚方市子育て支援室  
(家庭児童相談室)
- 大阪府中央子ども家庭センター
- 大阪府枚方保健所  
枚方市立保健センター  
枚方市障害福祉室  
枚方市教育委員会  
市立枚方市民病院  
大阪府立精神医療センター 松心園  
枚方市医師会  
枚方市民生委員児童委員協議会  
枚方警察署  
枚方寝屋川消防組合  
枚方市私立保育連絡協議会  
枚方市私立幼稚園園長会  
弁護士  
その他…

### 実務者会議

- 枚方市子育て支援室  
(家庭児童相談室)
- 大阪府中央子ども家庭センター
- 大阪府枚方保健所  
枚方市立保健センター  
枚方市障害福祉室  
枚方市教育委員会  
市立枚方市民病院  
大阪府立精神医療センター松心園  
その他…

# 相談・通告後の流れ



## 説明

- (1) **機関内での検討** 気になる児童を見つけた時は、P. ●を参考に機関内等で検討してください。
- (2) **見守りと経過観察** 見守りと経過観察は、どのような状況においても大切で、所属機関の重要な役割になります。所属がない場合は、ケース会議等を通じて、役割を決めて行くことが必要です。
- (3) **相談・通告** 見守り・経過観察をおこなっていく中で、今後の指導・援助についての助言が必要と感じた時、あるいは、危険性が高いと思った場合は、枚方市子育て支援室（家庭児童相談室）、中央子ども家庭センターに相談をおこなってください。
- (4) **助言** 相談を受けた枚方市子育て支援室（家庭児童相談室）、中央子ども家庭センターでは、所属機関・発見機関に対して、指導・援助への助言をおこないます。
- (5) **児童の保護** 大きなケガや生命に危険が及ぶと考えられる等、緊急性が高いと判断した場合は、中央子ども家庭センターが直ちに児童の保護をおこないます。
- (6) **機関連携** 相談を受理した機関より、関係機関に対して、情報の提供等の協力を依頼する場合があります。児童虐待問題連絡会議の実務者会議では、情報交換やケースの総合的な把握を行っています。又、定期的に全ケースの管理を行い、各機関の見守り状況を確認します。
- (7) **個別ケース会議** 所属機関・発見機関だけの対応が困難な場合は、関係機関が集まりケース会議を開催します。この時の主な目的は、「危険度やケース概要を共有する」「役割分担を決め支援を実施する」ことです。招集については、枚方市子育て支援室（家庭児童相談室）、中央子ども家庭センターに相談してください。

### 《個別ケース会議のポイント》

- ・ケースの状況を報告し合い、概要を共有する。
- ・緊急度や虐待の重症度を決定する。
- ・機関ができる具体的な援助内容を出し合い、役割分担を確認し合う。
- ・緊急時の対応と情報を取りまとめる機関等について、決定を行なう。

- (8) **支援の実施** ネットワークでの役割分担に基づき支援を実施します。この時に、それぞれの機関は、自分の役割分担については責任を持って協力します。また、所属機関・発見機関の役割は「危険度の判断」「児童の観察（モニタリング）」「保護者に対する指導及び支援」になります。



# 虐待を発見したときのポイント

## ■ どこに気をつけるか

虐待またはそれと疑われるものを発見したとき、通告することに戸惑いがあると思います。以下にⅠ. 安全確認を含めた虐待の対応が必要となるもの、Ⅱ. 虐待以外の原因によって起こることもあるが虐待が疑われるもの、Ⅲ. 虐待という視点を持って気をつけるものについて、通告のポイントとなるような項目を挙げています。特に緊急性の高いものは太字で示していますので、参考にしてください。

ただし、以下の項目に当てはまってもその他の家族の状況を鑑みた結果、虐待であるとは言いきれない場合がありますが、疑われる時点で通告機関に調査を委ねてください。

	状況	内容	
Ⅰ. 虐待の対応が必要となるもの	子どもの様子	生命の危険があるようなケガ ・ 頭や顔のケガ ・ 腹のケガ ・ 窒息の危険	骨折、打撲傷、裂傷、火傷、出血など
		自殺未遂	自殺を企てる、ほのめかす
		脱水症状や栄養不足のための衰弱	低身長・低体重（-2SD 以下*2）など
		性的な被害	性交、性器や性交を見せる、体に触る、体を触らせる
		子どもの姿が未確認	長期の欠席、家庭訪問時に確認できないなど
		繰り返される不自然なケガ	骨折、打撲傷、裂傷、火傷、出血など
		成長障害、発達障害、精神症状	医療的なケアが必要な状況があるが改善が望めない
		乳幼児の場合は、自ら危険を回避できないため、危険度や緊急性が高まる	
保護者の様子	生命の危険があるような加害行為	蹴る、殴る、乳児を強くゆする（SBS*1）、投げる、逆さに吊る、踏みつける、首を絞める、溺れさせる	
	治療が必要だが、未受診	乳幼児の感染症や下痢、重度の慢性疾患、外傷など	
	親子心中の計画	心中を考えている、殺してしまいそうなどの訴え	
	子どもを放置	子どもを長時間にわたって家や車内に置き去りにする	
	子どもを監禁	拘束する、閉じ込める 子どもが登校したがるにもかかわらず禁止する	
	不自然なケガの説明	口止めがある、説明の拒否、理由が不自然、かくす	
	生活が維持できないほどの困窮	食費がない、水道が止まっているなど	
子どもの安全確認の拒否	家庭訪問時に子どもに会わせてくれないなど		

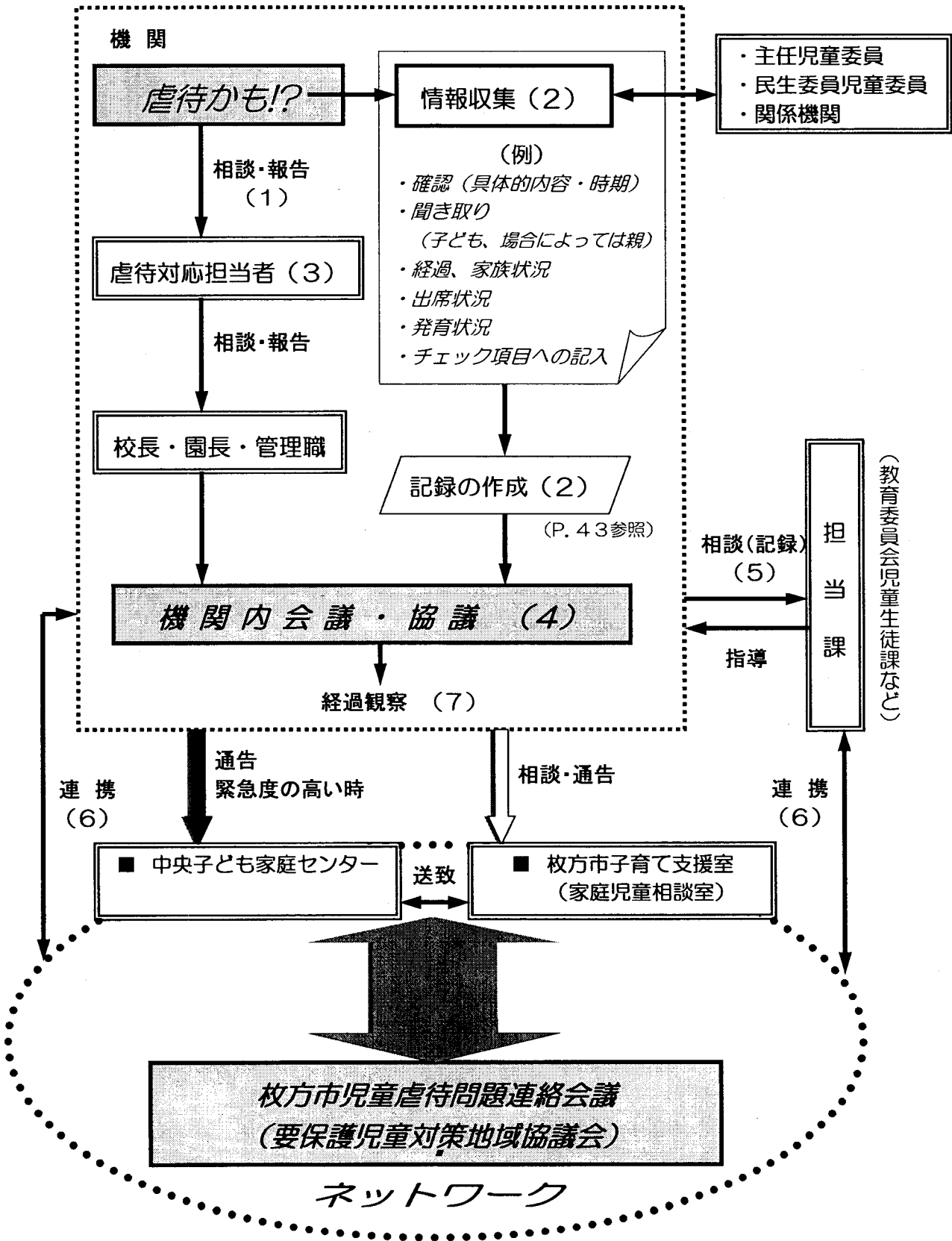
\*1 SBS (Shaken Baby Syndrome) : 「揺さぶり症候群」などとも呼ばれ、乳児が体を激しく揺さぶられることにより頭蓋内出血と脳の腫脹、眼底出血、その他の外傷をもたらす

		状況	内容
Ⅱ. 虐待が疑われるもの	子どもの様子	子どもが保護を求めている	家に帰りたがらない差し迫った状況がある
		繰り返されるケガや事故	理由は明らかだが改善がない、理由がはっきりしない親をかばう発言がある
		度重なる入院、受診、通告歴	入院や受診が頻繁である、複数回の骨折がある過去に虐待の疑われる通告歴がある
		異常な食欲	給食を異常に食べる、異食がある
		保護者への恐怖感や拒否感	恐怖感を持っている、従順すぎる保護者の前で表情を失う
	保護者の様子	きょうだい間の差別	衣服や食事に差がある、きょうだいよりも蔑まれる拒否感がある
		慢性的な不衛生さ	家の中がゴミでいっぱいである、異臭がする
		子どもの病気の訴え	代理によるミュンヒハウゼン症候群*3の疑いがある子どもを病気にさせる、不必要な治療を受けさせる
		必要な支援の拒否	関係機関の家庭訪問を拒否する、健診を受けさせない
		DV（配偶者からの暴力）	保護者が罵声や暴力を受けているところを見ている
Ⅲ. 虐待の視点で気をつけるもの	子どもの様子	嘘	繰り返し嘘をつく、空想的な言動が多い
		過度の甘え	スキンシップが激しい、年齢不相応な幼さなど
		非行傾向	盗み、家出、深夜徘徊、喫煙、異性交遊など
		睡眠障害、体の不調の訴え	夜中に目が覚める、眠れない、原因不明の体の不調を頻繁に訴える、保健室に頻繁に訪れる
		精神状態の不安定さ	気分が波がある、落ち着きが無いなど
		性的な関心の高さ、逸脱行動	年齢不相応な性の知識や体験を告白する不特定多数との性交渉がある
	保護者の様子	近隣からの孤立	近隣との付き合いや交流を持ちたがらない、拒否する
		薬物依存の問題	保護者に薬物やアルコールの問題があり子どもの養育に影響している
		精神状態が不安定	うつ的、育児ノイローゼなど
		性格的な問題	攻撃的、衝動的、被害的、未熟、自己中心的など
	子どもを守る人がいない	日常的に子どもを危険から守る人がいない	

\*2 -2SD：標準成長曲線において、身長や体重が標準を極端に下回る出現率の低い値（SD：標準偏差）であり、成長を表す目安となる（P. 46～47参照）

\*3 代理によるミュンヒハウゼン症候群：子どもの病気を創作または悪化させて献身的に看病する姿を誇示し、周囲の人間関係を操作する

# 各機関内部での流れ

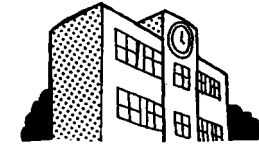


## (説明)

- (1) **相談・報告** 虐待問題については、一人で抱え込まず、職場全体で考えていくことが大切です。虐待を疑ったら、まず、職場の虐待対応担当者や上司に相談・報告を行います。
- (2) **情報収集** 記録票（P. 43参照）の形式などを参考に、必要な情報収集を行います。できるだけ複数で対応し、必ず記録を残すことが大切です。
- ※ 記録については次のことに注意してください。
- 年月日、時間、虐待の状況について起こった経過を追って記録します。傷などについては、大きさ・色・傷の部位など図などに書いて詳しく、また、体調の変化、食事の様子など気になること、保護者がどのように説明したか、子どもがなんと言っているかなどについても記録に残しておきます。
- 虐待を疑ったら、気になることは記録をとると重要な判断の材料になります。
- 市民から通報があった場合**
- 市民からの通報の場合、通報者のプライバシーは守られること・行政が責任を持って対応することを伝え、今後の情報提供などの協力をお願いするとともに、勇気ある通報についてお礼を述べます。また、通報の内容から緊急対応が必要と判断される場合は、中央子ども家庭センター等と連携し、対応することを通報者に対して伝えます。
- 夜間などにおいて危機的な状況が見られるときは、最寄りの警察署、あるいはチャイルドレスキュー110番、中央子ども家庭センター内夜間・休日虐待通告専用電話（P48参照）に通報してもらうよう依頼します。
- (3) **虐待対応担当者** 保育所（園）・学校園等においては主任保育士・生徒指導担当者など、その他の機関においては児童虐待問題連絡会議実務者会議の構成員などの中から各機関ごとに「虐待対応担当者」を配置します。
- ※虐待対応担当者には次のような役割があります。
- ① 虐待の疑いを持った職員から相談を受ける。
  - ② 子どもに関する必要な情報収集を行なう。
  - ③ 管理職に相談・報告を行い、共に担当課および中央子ども家庭センター等の他機関に相談を行う際の窓口となる。
- (4) **機関内会議・協議** 職場において共通理解を図り、対応について協議します。その際、必要な情報は共有化しますが、プライバシー保護については充分注意することが必要です。
- (5) **担当課への相談** 保育所（園）・学校園等は担当課に相談します。
- (6) **他機関との連携** 通告・相談後、関係機関と連携して子どもを支援していくことになります。通告・相談したことについては、担当課へ連絡します。
- (7) **経過観察** 見守り・経過観察は継続していきます。

学校生活での1日のチェックポイント

1日の流れの中で気をつけたい、いくつかのチェックポイントをあげました。



登校・朝礼	授業中	休み時間	お昼	放課後	留守家庭児童会室
-------	-----	------	----	-----	----------

・体に不自然なあざや、外傷、やけどがありませんか。  
 ・汚れた服を着ていたり、体がいつも汚れていませんか。  
 ・笑わなかったり、視線を合わせようとしないことはありませんか。  
 ・無表情であったり、落ち着きがなかったり、逆に、妙にはしゃいだり、友人をからかったりしていませんか。

※ 欠席の時  
 ・欠席の理由をはっきりしていますか。  
 ・保護者からの連絡は、不自然ではありませんか。



・わざと逆なような言動をとっていませんか。  
 ・教職員の顔を極端に疑ったり、接触を避けようとしていませんか。  
 ・極端に協調性がなかったり、周囲から孤立していませんか。  
 ・ふだんと違い、保健室等に行くなど、教室を離れる回数が増えていますか。  
 ・体に不自然なあざや、外傷がありませんか。  
 ・汚れた服を着ていたり、体がいつも汚れていませんか。  
 ・落ち着きがなかったり、無表情ではありませんか。  
 ・提出物を出さなかったり、持ち物を忘れたりしていませんか。

・友人と楽しそうに遊んでいますか。周囲から孤立したり、無表情であったりしていませんか。  
 ・児童生徒との話や、友人同士の話の中に虐待につながる内容はありませんか。

※ 体育の着替えの時  
 ・体に不自然なあざや外傷がありませんか。  
 ・汚れた服を着ていたり、体がいつも汚れていませんか。



・給食を急いで食べたり、何回もおかわりをするなど、食べ物への強い執着がありませんか。  
 ・エプロンやナプキン等の必要な持ち物を忘れていたりしませんか。  
 ・弁当を持ってこなかったり、店で購入した弁当等をよく持ってきていませんか。



・家に帰ろうとしないことはありませんか。  
 ・クラブ活動をよく休むようになったり、ふだんと違う表情や、行動はありませんか。

・乱暴な言葉や行動はありませんか。  
 ・不自然なあざなどは見られませんか。  
 ・服装がいつも同じであったりしていませんか。  
 ・おやつをいつもより多く食べることはありませんか。  
 ・友人と楽しそうに遊んでいますか。周囲から孤立したり、無表情であったりしていませんか。  
 ・児童との話や、友人同士の話の中に虐待につながる内容はありませんか。

保健室

・病気が疑われないのに、体の不調を訴えていますか。  
 ・最近頻繁に入室していませんか。  
 ・児童生徒との話の中に、虐待につながる内容はありませんか。  
 ・体重の極端な増減等の不自然な体の変化が見られませんか。  
 ・わざと逆なような言動をとっていませんか。  
 ・教職員の顔を極端に疑ったり、接触を避けようとしていたり、または、より接触を求めてはいませんか。  
 ・体に不自然なあざや、外傷がありませんか。

**基本的な対応**

- (1) 担任1人で抱え込むことがないようにします。気づきがあればすぐに管理職・虐待対応担当者等に伝えます。
- (2) 虐待の疑いを感じたときから、子どもに関係することを記録に残します。
- (3) 子どもに、あざや、外傷、やけどの原因について聞いてみます。
- (4) 保護者にも原因について聞いてみます。
- (5) 保護者に、子どもの状況を話しながら、保護者が虐待行為について話すきっかけをつかんだり。子育てを励まし助言するようにします。

それぞれのケースで特に注意が必要なこと

- ◎ 緊急性が高く、命にかかわる場合も考えられると感じられる時
  - ・疑われるときは、素早い対応を心がけます。子育て支援室や子ども家庭センター等へすぐに連絡します。
- ◎ 地域から虐待をしていると連絡があった時
  - ・子どもの様子を注意深く見ていきます。気になることがあれば、関係機関に連絡をします。

**保護者に通告を告げる時**

- ・なぜ通告したのかと聞かれた時は、虐待を疑った時には通告の義務があることを丁寧に説明します。
- ・子どものことを心配していることを伝えます。
- ・保護者との対応の方法については、子育て支援室や子ども家庭センター等と相談します。

**子どもへの対応**

- ◎ 子どもから虐待の事実を聞いた時
  - ・子どもから聞く話を否定しないで、「よく話してくれたね」という姿勢で聞きます。
  - ・子どもが悪いのではないことを伝え、親を否定することを言わないようにします。
- ◎ 子どもから虐待の事実を聞いたが、「言わないで」と口止めされた時
  - ・子ども（あなた）を守るために、どうしても言わなくてはならない場合もある事を、子どもが納得できるように丁寧に説明します。

個別に指導しているときや、最近の様子から

・話がきちんと聞けなかったり、まるで他人事のような態度をとりませんか。  
 ・以前に比べ、落ち着きがなく、すぐにわかるような嘘をついたりしていませんか。  
 ・家出や徘徊等を繰り返すようになっていませんか。  
 ・万引き等の問題行動を繰り返すようになっていませんか。  
 ・性的なことに極端に興味を持ったり極端に嫌うようになっていませんか。  
 ・絵画や作文などに性的関係・接触を暗示させるようなものがみられるようになっていませんか。  
 ・急に性器への関心を見せるようになっていませんか。  
 ・自分の殻に閉じこもるようになっていませんか。

家庭との連絡、個人懇談等の学校行事

・保護者の表情が硬かったり、教職員と目を合わさないなどの変化や不自然さを感じませんか。  
 ・体罰を肯定的にとらえていると感じることはありませんか。  
 ・子どものマイナスの面をよく口にすると感じることはありませんか。  
 ・被害者意識が強いと感じませんか。  
 ・病気やアルコール・薬物への依存があると感じませんか。  
 ・大きな声で怒ったり、暴力行為がありませんか。  
 ・子どもの状態に関して、不自然であったり、内容がいつも違う説明をしていますか。  
 ・親子関係が不安定であると感じませんか。

※連絡が取れる場合  
 ・保護者が子どものことでイライラするなど、精神的に不安定であると感じませんか。  
 ・夫婦仲など家族関係に不安があると感じませんか。  
 ・行事などに不参加の場が多くありませんか。  
 ・連絡や約束をしても、面談を拒むことが多くありませんか。

※連絡が取れない場合  
 ・電話や家庭訪問をした時、いつも子どもだけで家にいることはありませんか。  
 ・いつも外出している様子はありませんか。  
 ・近隣とのつきあいがなく、孤立している様子はありませんか。





全体の様子で判断しましょう

子どもの機嫌が悪いといっても、一時的な気持ちの問題であったり、からだの不調であったりと、理由はいろいろです。親の育児不安の程度も、個人によって差があるでしょう。

日ごろの様子を見ているからこそつかむことができる小さな変化を見落とさずに情報を整理し、総合的に判断することが大切です。

園での1日のチェックポイント

1日の流れの中で気をつけたい、いくつかのチェックポイントをあげました。

